

第4章 法人の合併、解散について

1 NPO 法人の合併

NPO 法人は、社員総会の決議により、他の NPO 法人と合併することができます(法 33)。社員総会において合併の決議がなされた NPO 法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を笠松町長に提出し、認証を受けなければなりません (法 34)。

笠松町長から合併の認証を受けた NPO 法人は、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります (法 35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に、合併により設立した NPO 法人又は合併後存続する NPO 法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります (組登令 8)。

(注)「一定の期間内」の期間は、2 月を下回ってはなりません。

○ 合併認証申請の提出書類一覧

提出書類	部数	参照ページ
合併認証申請書	1	92
定款	2	16～28
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2	29
就任承諾及び誓約書の謄本	1	30
役員の住所又は居所を証する書面 (申請の日 6 月以内に作成された住民票等*) <u>* 氏名・住所・役所の証明印、証明年月日の記載があればよく、本籍地の記載等は必要ありません。</u> * 役員になられる方だけの記載でよく、家族全員の記載は必要ありません。 * 外国語で作成されているときは、その訳文を添付すること。	1	—
社員のうち 10 人以上の者の名簿	1	31
確認書	1	32
合併趣旨書	2	33 を参考
合併についての意思の決定を証する議事録の謄本	1	34 を参考
合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	35、36 を参考
合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	37 を参考

合 併 認 証 申 請 書

申請書の提出年月日を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

合併しようとする特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
主たる事務所の所在地
電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
主たる事務所の所在地
電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の合併の認証を申請します。

記

1 合併後存続する(合併により設立する)特定非営利活動法人の名称

2 代表者の氏名

合併後存続又は設立する法人の理事(理事長)の氏名を記載

3 主たる事務所の所在地

合併後存続又は設立する法人の所在地を記載(番地まで)

4 定款に記載された目的

合併後存続又は設立する法人の定款の記載と完全に一致させる

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本 1部
- (2) 定款 2部
- (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）2部
- (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1部
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面(申請の日前6月以内に作成されたもの) 1部
- (6) 上記(5)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1部
- (7) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載した書面 1部
- (8) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (9) 合併趣旨書 2部
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2部

2 合併の登記・合併登記完了届

(1) 合併登記完了登記

NP0 法人の合併は、合併後存続する NP0 法人又は合併によって設立する NP0 法人の主たる事務所の所在地において、法務局で合併の登記をすることによって、その効力を生じます(法 39①)。

(2) 合併登記完了届出

合併の登記を完了したときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書等を添付した合併登記完了届出書を知事に提出しなければなりません(法 39②で準用する法 13 ②)。

合併後の届出書類一覧

提出書類	部数	参照ページ
合併登記完了届出書	1	94
登記事項証明書	1	—
登記事項証明書のコピー	1	—
合併の認証に係る定款	1	—
合併の時の財産目録	1	41 を参考

届出書の提出年月日を記載

合 併 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- （1） 合併の認証に係る定款
- （2） 合併当初の財産目録
- （3） 合併の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

3 NPO 法人の解散・清算

(1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します（法 31①）。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続き開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

(注) 社員総会における解散の決議には、総社員の 4 分の 3 以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を笠松町長に提出し、笠松町長から認定を受けることが必要となります（法 31②③）。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を笠松町長に届け出なければなりません（法 31④）。

ニ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは存続するものとみなされます（法 31 の 4）

(2) 清算の結了まで

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2①）。

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

(注) 債権の申出の公告は、2 か月以内に少なくとも 1 回官報に掲載する必要があります（法 31 の 10①④）

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、当該 NPO 法人の法人格が消滅することとなります。清算人は、登記を行った後、その旨を笠松町長に届け出なくてはなりません（法 32）。

○ 解散登記後に提出する書類、清算結了の登記後に提出する書類

(1) 解散登記後に提出する書類

提出書類	部数	参照ページ
解散届出書	1	98
登記事項証明書	1	—

(2) 清算結了の登記後に提出する書類

提出書類	部数	参照ページ
清算結了届出書	1	101
登記事項証明書	1	—

《参考》総会における解散の決議から清算終了までのフロー

NPO 法人

笠 松 町

①社員総会において解散を決議
する

②法務局において解散及び清算
人の登記を行う

③主たる事務所の所在地を管轄
する地方裁判所の監督により、
清算業務を行う

※清算人(一般に理事が就任する)は、法人格を
消滅させるため、以下の業務を行うこととなる。

- ①現務の終了
- ②債権の取立て・弁済を行う
- ③債権の申し出の公告と催告を、官報に掲載して
2カ月以内に行う。
- ④公告と催告により判明した債務の分配を完了
する
- ⑤残余財産がある場合、財産の引渡しを行う

④法務局において清算終了した
旨の登記を行う

届出

解散及び清算の登記をし
たことを確認

届出

法人格の消滅を確認

様式第8号（第11条関係）

解 散 認 定 申 請 書

申請書の提出年月日を記載

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

解 散 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

清算人個人の住所又は居所、
氏名、電話番号を記載

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第□号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

例えば、（主要メンバーが退会し活動を継続することが難しいため）、（メンバーが高齢化し活動を継続することが難しいため）など

【添付書類】

・登記事項証明書1部

（備考）

- 1 □の部分には、解散事由の区分に応じ、1（社員総会の決議）、2（定款で定めた解散事由の発生）、4（社員の欠乏）又は6（破産手続きの開始の決定）を記入すること。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

提出書の提出年月日を記載

清算人就任届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 就任した清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就職した年月日

【添付書類】

・登記事項証明書1部（就任した清算人の登記を証するもの）

備考 就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第11号（第13条関係）

申請書の提出年月日を記載

残余財産譲渡認証申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

譲渡すべき残余財産	残余財産の譲渡を受ける者

様式第12号（第14条関係）

届出書の提出年月日を記載

清 算 結 了 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）笠松町長

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

【添付書類】

・登記事項証明書1部（清算終了の登記をしたことを証するもの）

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。